議案第69号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和6年11月28日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年墨田区条例第20号)の一 部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の58.75」を「100分の63.75」に改める。

第30条第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
1000000000000000000000000000000000000	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	P.
	1	206, 300	285, 200	326, 500	359, 500
	2	208, 400	287, 200	328, 300	362, 100
	3	210,600	289, 100	330, 200	364, 700
	4	212, 800	290, 800	332, 100	367, 300
	5	215, 200	292, 900	334, 000	369, 900
	6	217, 300	294, 700	335, 700	372, 500
	7	219, 500	296, 100	337, 800	375,000
	8	221, 600	297, 500	339, 600	377, 400
	9	224, 100	299, 300	341, 500	379, 800
	10	226, 200	300, 900	343, 400	381, 700
	11	228, 500	302, 600	345, 400	383,600
	12	230, 900	304, 200	347, 200	385, 500
	13	233, 000	305, 600	349, 100	387, 700
	14	234, 800	307, 300	350, 800	389,600
	15	236, 500	309, 100	352, 800	391, 400
	16	237, 900	310, 500	354, 800	393, 400
	17	239, 400	311, 900	356, 800	395, 500
	18	241,000	314, 200	359, 200	397, 300
	19	242, 200	316, 500	361, 700	398, 900
	20	243, 800	318, 800	364, 200	400, 300
	21	245, 000	321, 100	366, 700	402,000
	22	246, 000	322, 600	368, 300	403, 500
	23	247, 200	324, 500	370, 200	404, 900
	24	248, 300	326, 400	372, 100	406, 100
	25	249, 600	328, 200	373, 900	407, 400
	26	250, 300	330, 000	375, 500	408,700
	27	251, 600	331,600	377, 300	410,000
	28	252, 800	333, 100	378, 900	411, 300
	29	254, 100	334, 900	380, 500	412, 400
	30	255, 500	336, 400	382, 100	413, 500
	31	256, 500	338, 000	383, 700	414,600
	32	258, 000	339, 500	385, 300	415, 700
	33	259, 300	341, 200	387, 000	416, 800
	34	260, 700	342, 800	388, 400	417, 700
	35	261, 900	344, 500	389, 900	418, 700
	36	263, 400	346, 300	391,000	419, 500

37	264, 600	347, 500	392,000	420, 300
38	266, 000	349, 000	393, 200	421, 200
39	267, 200	350, 600	394, 300	421, 900
40	268, 600	352, 100	395, 100	422, 700
41	270, 200	353, 200	396, 000	423, 500
42	271, 400	354,600	396, 900	424, 300
43	273, 000	356, 000	397, 900	425, 200
44	274, 500	357, 200	398, 700	426, 000
45	276, 100	358, 300	399, 400	426, 700
46	277, 700	359, 600	400,000	427, 400
47	279, 200	360, 900	400,800	428, 100
48	280, 800	362, 200	401, 500	428, 700
49	282,000	363, 400	402, 300	429, 300
50	283, 500	364, 600	402, 900	430,000
51	285, 000	365, 700	403,600	430, 600
52	286, 400	366, 900	404, 400	431, 100
53	288, 200	368, 000	405, 100	431, 600
54	289, 500	369, 100	405, 900	432, 200
55	290, 900	370, 100	406, 700	432, 700
56	292, 600	371, 100	407, 400	433, 300
57	294, 500	372,000	407, 900	433, 900
58	296, 400	372, 900	408,600	434, 400
59	298, 400	373, 800	409, 200	435, 000
60	300, 400	374, 700	409, 900	435, 600
61	302, 500	375, 500	410, 500	436, 100
62	304,000	376, 400	411, 100	436, 600
63	305, 800	377, 200	411, 700	437, 100
64	307, 600	377, 900	412, 300	437, 700
65	309, 600	378, 700	412, 800	438, 100
66	311, 200	379, 500	413, 300	438, 600
67	312, 900	380, 100	413, 900	439, 100
68	314, 500	380, 900	414, 500	439, 500
69	316, 300	381, 700	415, 100	440,000
70	317, 900	382, 300	415,600	440, 500
71	319, 500	383, 000	416, 200	441,000
72	321, 100	383, 900	416, 800	441,500
73	322, 600	384, 700	417, 300	441, 900
74	324, 200	385, 400	417, 900	442, 400
75	325, 800	386,000	418, 400	442, 900
76	327, 400	386, 700	419,000	443, 400
77	328, 900	387, 300	419, 400	443, 800
78	330, 400	387, 900	419, 900	444, 200

1 1	ı	1	1	ı	Í
	79	331, 800	388, 400	420, 400	444, 700
	80	333, 200	389, 000	420, 900	445, 200
	81	334, 600	389, 600	421, 400	445, 700
	82	336, 000	390, 100	421, 900	446, 200
定年前再任	83	337, 300	390, 700	422, 400	446, 700
用短時間勤	84	338, 500	391, 300	422, 900	447, 100
務職員以外	85	339, 700	391, 900	423, 300	447,600
の職員	86	341,000	392, 500	423, 700	448,000
	87	342, 400	393, 000	424, 200	448, 400
	88	343,600	393, 600	424, 700	448, 800
	89	344, 800	394, 100	425, 200	449, 100
	90	346,000	394, 500	425, 600	449, 400
	91	347, 200	395, 100	426, 100	449, 800
	92	348, 300	395, 600	426, 600	450, 200
	93	349, 400	396, 100	427, 000	450,600
	94	350, 400	396, 600	427, 400	451,000
	95	351, 400	397, 100	427, 800	451, 400
	96	352, 400	397, 600	428, 200	451,800
	97	353, 400	398, 000	428, 600	452, 100
	98	354, 300	398, 400	428, 900	452, 400
	99	355, 100	398, 900	429, 300	452,800
	100	355, 800	399, 400	429, 700	453, 200
	101	356, 500	399, 900	430, 100	453, 600
	102	357, 200	400, 400	430, 500	
	103	357, 900	400, 900	430, 900	
	104	358, 400	401, 400	431, 300	
	105	359,000	401, 900	431, 600	
	106	359, 500	402, 400	432, 000	
	107	360,000	402, 900	432, 400	
	108	360, 600	403, 400	432, 800	
	109	361, 300	403, 800	433, 100	
	110	361,800	404, 200	433, 500	
	111	362, 300	404, 700	433, 900	
	112	362, 800	405, 200	434, 300	
	113	363, 300	405, 700	434, 600	
	114	363, 800	406, 100		
	115	364, 300	406, 500		
	116	364, 800	406, 900		
	117	365, 200	407, 300		
	118	365, 600	407, 700		
	119	366, 100	408, 100		
	120	366, 600	408, 500		

	-		
121	367, 100	408, 900	
122	367, 600	409, 200	
123	368, 100	409, 600	
124	368, 500	410,000	
125	368, 900	410, 400	
126	369, 200	410,800	
127	369, 600	411, 200	
128	370, 000	411,600	
129	370, 300	411, 900	
130	370, 500		
131	370, 900		
132	371, 300		
133	371, 700		
134	372,000		
135	372, 400		
136	372, 800		
137	373, 200		
138	373, 600		
139	374, 000		
140	374, 400		
141	374, 700		
142	375, 100		
143	375, 500		
144	375, 800		
145	376, 200		
146	376, 600		
147	377, 000		
148	377, 400		
149	377, 800		
150	378, 200		
151	378, 600		
152	379,000		
153	379, 300		
154	379, 700		
155	380, 100		
156	380, 500		
157	380, 900		
158	381, 300		
159	381, 700		
160	382, 100		
161	382, 500		
162	382, 900		

	163	383, 300			
	164	383, 700			
	165	384, 000			
	166	384, 400			
	167	384, 700			
	168	385, 100			
	169	385, 500			
定年前再任 用短時間勤		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
務職員		233, 100	272, 300	295, 900	335, 200

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを 1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1万 500円
- (2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円

第11条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第 2号若しくは第4号」に改める。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。 (令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 令和6年4月1日から第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前 日までの間において、同条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条

例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の 規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の 級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給に ついては、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次い で当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものと した場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところに より、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規 定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内 払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による 改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第2条による改正後の条例」 という。)第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」 とあるのは、「9,500円」とする。
- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「1万円」とする。
- 8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による

改正後の条例第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。

- (1) 令和7年度 4,000円
- (2) 令和8年度 2,000円

(委任)

9 付則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、幼稚園教育職員の給料表並びに期末手当及び 勤勉手当の支給月数を改定するほか、所要の改正をする必要がある。